

し 知っておきたい みんなの**人権**

しょうがい ひと じんけんもんだい **障害のある人の人権問題**



Case1

しょうがい りかい ぶそく へんけん さべつ
障害への理解不足による偏見・差別
正当な理由なくサービスの提供を拒否するなど



Case2

しょくば さべつ てきたい ぐう
職場における差別的待遇
障害があることを理由に昇進の対象としないなど

ほか ぶつり てき せいど てき
その他にも、物理的・制度的バリアフリーの未整備や虐待、社会参加の制限など
障害のある人の人権問題は数多く存在します。

KEY WORD
KEY

しょうがい しゃさべつかい しょうほう **障害者差別解消法**

こくみん うむ わへだ そうご
すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に
じんかく こせい そんちょうあ きょうせい しゃかい じつけん へいせい ねん
人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、平成28年
がつにち せこう 4月1日から施行されました。

ふどう さべつ てき とりあつかい きんし
◆「不当な差別的取扱い」の禁止
障害のある人に対して、正当な理由なく障害
りゆう せいとう りゆう
を理由に、サービスの提供を拒否または提供
せいけん もう
にあたり制限を設けることなどが禁止され
ています。

ごうりてきはいりょ ていきょう ◆「合理的配慮」の提供

なか
障害のある人から社会の中にあるバリア
しようへき とのぞ ふたん おも
(障壁)を取り除くため、負担が重すぎない
はんい たいおう もと
範囲で対応することが求められます。

※令和6年4月1日から事業者も義務化



がいけん わ **外見からは分かりにくい障害**

しきかく ちようかく
障害のなかにも、色覚障害、聴覚障害、
ないぶ しんぞう こきゅうき ちてき
内部障害(心臓、呼吸器など)、知的障害、
せいしん はつたつ こうじのうきのう
精神障害、発達障害や高次脳機能障害
はんだん
など外見からでは判断しにくい障害もあります。

しょうがい うむ
障害の有無にかかわりなく、お互に認め合い、
とも い
共に生きることができるまちの実現を!

